明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

	第二項、第四項及び第五項	第二項及び第五項並びに同規則第十八条の七（証人の宣誓）第一項及び第二項
第百四十二条	記録すべき	記載すべき
第百四十六条第一項	裁判所書記官は、法	法
	画像情報を	原本、謄本又は抄本は、
第百四十六条第二項及び第百五十一条	第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）	人事訴訟規則第十八条（民事訴訟規則の適用関係）第二項において読み替えて適用する第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）及び同規則第十八条の九（受命裁判官等の証拠調べの調書）
	電子調書について	調書について
第百四十七条	（書証の申出等）第一項から第三項まで及び第百三十七条の二から前条まで（	から前条まで（第百三十七条第三項及び第四項並びに第百四十三条第三項を除く。）（書証の申出等、
	の規定	及び人事訴訟規則第十八条の九（受命裁判官等の証拠調べの調書）の規定
第百四十九条の二第一項	最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製	当該電磁的記録
	電磁的記録をいう	書面をいう
第百四十九条の二第一項及び第二項	電子証拠説明書	証拠説明書
第百四十九条の二第二項及び第百四十九条の四	電磁的記録の複製	電磁的記録を記録した記録媒体